内部評価

# 平成24年度 事務事業自主点検シート

様式1-1

調書番号 24

 事業名
 認知症対策事業費
 財務コード (事業)
 730415

細事業名 高齢者権利擁護等事例報告検討会開催事業費

担当部課室 福祉保健 部 長寿社会 課 介護サービス振興 担当 (内線)

3132

## I 事業の概要

実施期間	始期 H18 年度 ~ 終期 年度			
実施主体	県(委託)			
事業の目的	#(何)を対象に			
事業の内容 ※主に 23年度	<ul> <li>○事業内容 権利擁護等の取り組み事例等に関する報告検討の場を設置し、事例に関する情報提供、情報交換を行うことにより、権利擁護等への取り組みのさらなる充実を図る。</li> <li>○対象者 介護保険施設等における身体拘束廃止に関する責任者及び介護職員、看護職員等</li> <li>○実施方法(年1回) 開催日:平成24年1月31日 会場:山梨県自治会館講堂 参加者:76名</li> <li>○委託先 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会</li> </ul>			
根拠法令等	高齡者権利擁護等推進事業実施要綱 山梨県高齢者権利擁護等推進事業実施要領			

## Ⅱ 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

	事業の実施状況と	22年度	23年度		24年度	25年度		事業目標の考え方	
	目標の実現度	実績値	目標値	実績 値	見込値	目標値		事業自保り与えり	
活動指標	研修参加人数	98	90	76	90	100		目標設定の考え方 介護保険施設等身体拘束実態調 査対象施設数の半数程度の参加者 動 数を目標とする。 指 データの出典等	
	活動指標達成率 (実績値/目標値)			84.4 %				実績報告書	
成果指標	介護保険施設等に おいて身体拘束を 受けていないサー ビス利用者の割合	96.39% (7168/7361)	100%	98.03% (8046/8207)	98%	100%		目標設定の考え方 検討会により権利擁護の意識や理 成成解が深まり、身体拘束が解消されると 考え、100%を目標として設定する。 指 標 データの出典等	
	成果指標達成率 (実績値/目標値)			98.0 %				介護保険施設等身体拘束実態調査	
決	算額、予算額	152		147	155		148	成果指標によらない成果	
(=	千円) うち一財額	76		74	78		74 +	参加した施設職員から、「共通の問題を 包えている施設が多く、身体拘束廃止に	
Ī	所要時間(直接分)	72 時間		72 時間	72 時間	72 B	寺間 耳	取り組む上で事例報告検討会での報告	
所要時間(間接分)		時間	時間		時間	時間		例が参考となった」という声が寄せられて いる。	
	所要時間計	72 時間		72 時間	72 時間	72 ₺	寺間	,⊲°	
	牛費コ자 単位:千円 2,021円×所要時間)	146		146	146		146		

## Ⅲ これまでの事業の見直し・改善状況

#### IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1)事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)			
数值判定	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること	
H23年度 活動指標 達成率			
b	b		

a:予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b:予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c:予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d:予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2)事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)			
数值判定		成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること	
H23年度 成果指標 達成率	成果に係る一次評価	介護保険施設等身体拘束実態調査の結果では、入所者全体の身体拘束者の割合は2.0%であり、調査を開始した平成12年度から年々減少しており、事例報告検討会での取り組み等により身体拘束廃止を含め高齢者の権利擁護等に関する意識や理解が深まっているのと判断できる。	
b	b	また、事例報告検討会への参加人数は、目標人数を下回るものの、参加者からは、「共通の問題を抱えている施設が多く、身体拘束廃止に取り組む上で事例報告検討会での報告例が参考となった」という声が寄せられており、意図した成果はほぼ上げている。	

a:意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b:意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c:意図し成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d:意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

#### V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)				
見直しの必要性	説明	IV以外の 判断項目		
有	介護ニーズの多様化や認知症高齢者の増加などにより、介護保険施設等には、身体拘束の解消を含め、幅広い権利擁護の取組が求められており、従来から実施してきた「介護保険施設等身体拘束実態調査」についても権利擁護の視点から調査内容を見直すこととしており、本事例報告検討会においても、実態調査の調査内容の見直し内容の検討と併せ、より幅広い権利擁護の取組事例の報告及び事例検討の場となるよう見直しを図る。また、より参加しやすい検討会とするため日程等についても見直しを行う。	m		

<sup>・「</sup>IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担 (g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価)	<b>結果)</b> ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局に。	よる再評価
見直しの必要性	説明	IV以外の 判断項目

<sup>「</sup>IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

#### VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	介護現場においては、身体拘束の解消のみならず権利擁護の幅広い取り組みが求められていることから、 事例検討においては、直面している広範な事例を扱うこととするとともに、開催時期については現場の意見を 参考に、より参加しやすい日程調整を行う。

<sup>・</sup>見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V 見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。